

令和7年度外部アドバイス実施結果

1 外部アドバイスの目的	府が運用する環境マネジメントシステム(EMS)がISO14001の要求事項に準じて適切に実施・維持されているかについて、第三者の視点により調査するとともに、システム運用等の改善に関する助言を得ること。		
2 適用範囲	大阪府庁環境マニュアルの適用範囲を対象とする。		
3 実施日時	令和8年2月26日 10:30～12:00		
4 外部アドバイザー職・氏名	エコアクション21審査員 小河 晴樹 氏		
5 外部アドバイス実施内容	(1) 指定管理者でのグリーン調達努力義務について (2) EMSについて (3) コピー用紙使用量について (4) 府庁における温室効果ガス排出量について (5) 府庁のLED化計画について (6) 府有施設への太陽光発電設備導入について		
	コメント及びアドバイス	府の対応	
	【指定管理者でのグリーン調達努力義務について】 ・指定管理者でのグリーン調達は、府全体の指針(公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル)に基づき、義務化を徹底すべきであり、所管所属は義務化について対応が必要。	・指定管理者所管所属に事務局から、指定管理者のグリーン調達義務化を求めた。	
	【EMSについて】 ・PDCAサイクルがきちんと運用できている。	・引き続きEMSを適切に運用していく。	
	【コピー用紙使用量について】 ・所属ごとに紙の使用量の見える化をしているところは非常に良い。	・紙の使用枚数削減は、EMSにおいて継続的に取り組んでいる事項であることから、今後も当該取組を推進し、引き続き所属に対して必要な情報提供を行い、各所属において目標達成に向けた取組の検討や、職員への周知等に活用いただくこととする。 ・大阪府では、電子決裁システムを利用し、ペーパーレスに役立っている。	
	【府庁における温室効果ガス排出量について】 ・エネルギー使用量の全体6割を下水道施設で占めているが、残りの4割はオフィス業務中心になる。オフィス業務の電気使用量は空調の割合が高いと思われるので、月々の空調の電気使用量について調査し見える化するべき。 簡便な調べ方として、年間電気使用量のうち、最小月の電気使用量を空調以外のエネルギー使用量とみなし、最小月の電気使用量を上回る電気使用量を空調での電気使用量とみなす方法がある。	・下水道施設以外での電気使用量のうち、空調での電気使用量の見える化について検討する。	
	・空調でのエネルギー使用量を考えるときに、換気量の管理や適正化は重要。CO2濃度として1000ppmという基準があるが、それよりも大きく下回る場合は、換気量を少なくすることにより、空調でのエネルギー使用量を削減することが可能。 また、換気設備として全熱交換器の導入するとエネルギー効率向上に役立つ。 新型コロナウイルス感染症が落ち着いたが、換気量が過剰になっていないか懸念があるので、換気量をゼロにするのではなく、適正量に調整すべき。	・いただいたアドバイスは、温室効果ガス削減およびエネルギー使用量削減の目標達成に向けた取組の参考にさせていただく。	
	・下水道処理場でのエネルギー使用量削減については、ポンプの更新の際に水量に合わせてポンプの小型化を検討すると良い。	・いただいたアドバイスは、下水道処理場でのエネルギー使用量削減に向けた取組の参考にさせていただく。	
	・温室効果ガス排出量およびエネルギー使用量が前年度比で増加している。削減が頭打ちしているのではないかと。新しい働きかけをしないと減らないと思う。	・引き続き、グリーン調達方針に基づき、設備更新の際にはエネルギー効率の良いものを導入していくことで、温室効果ガス排出量を下げていく。	
	・排出係数において、再エネ率を100%とするのはハードルが高い一方で、再エネ率を段階的に引き上げていくことは可能ではないか。	・二酸化炭素排出係数の低い電力調達を進めるため、大阪府では、総合評価落札方式の導入を検討している。いただいたアドバイスは、総合評価落札方式の制度設計を検討する際の参考にさせていただく。	
【府庁のLED化計画について】 ・蛍光灯の2027年問題があり、LED化を進める必要があるため、府有施設の詳細なLED化率について調査すべきではないか。	・過去の粗い調査結果から、庁内の半分程度のLED化率と見込んでいるが、令和8年度のふちようエコ課計簿で、LED化率を把握する予定。		
【府有施設への太陽光発電設備導入について】 ・PPAや屋根貸などは、初期費用を抑えて太陽光発電設備を設置することができるため、検討してはどうか。	・既に、屋根貸などにより、下水処理場、学校等の府有施設に太陽光発電設備を導入している。		